

## 選択型実務修習の内容充実の取組

第69期司法修習から、以下の新規プログラムを開拓

### 国・地方自治体・福祉等

#### ①国の機関

衆議院法制局, 参議院法制局, 消費者庁 【3機関】

…合計で募集人数5名

#### ②地方自治体

新潟市, 栃木市, 松阪市, 大津市, 明石市 【5市】

…合計で募集人数10名

#### ③福祉機関

山形市, 練馬区, 立川市, 豊中市, 高知市の各社会福祉協議会 【5機関】

…合計で募集人数12名

### 企業

(株)七十七銀行(仙台), (株)小松製作所(東京), (株)三井住友銀行(東京),  
ヤフー(株)(東京), 小林製薬(株)(大阪), パナソニック(株)(大阪),  
両備ホールディングス(株)(岡山), 九州旅客鉄道(株)(福岡) 【8社】

…合計で募集人数16名

## ■法務省 協議会 (H28.3.18) 発言メモ

全国町村会総務部法務支援室長 弁護士 大田裕章

## 1 全国町村会における法曹有資格者の採用

- ・平成 27 年 11 月 1 日 総務部法務支援室を開設
- ・同日 同室長に弁護士である当職を任期付常勤職員として採用

## 2 全国町村会総務部法務支援室の主な業務内容

- ・町村に対する法制執務支援（主に、マイナンバー法の施行や行政不服審査法の改正に伴う町村における条例制定の支援、モデル条例の作成・公表）
- ・都道府県町村会が主宰する町村職員を対象とした法制執務研修における講演

## 3 町村が組織内に法曹有資格者を採用するメリット・デメリット

- ・当職がこれまでの全国町村会における日常業務や町村職員との意見交換等を通じて感じたメリット・デメリット

## (1) メリット

- ・内部に入り込んで常勤で勤務することにより、顧問弁護士よりも敷居の低い法律相談等が可能である。例えば、法律相談の準備が不十分であっても「ちょっとよろしいですか。」の一言から気軽に法律相談をすることが可能である。これにより、将来的な紛争の予防にもつながる。
- ・敷居の低い法律相談等が可能であれば、行政事務の迅速性が増す。
- ・町村職員数は総じて減少傾向にあり、様々な事務の兼務を強いられているため、条例や施行規則等の例規の整備（制定・改正）に充てられる時間には限りがある。したがって、専門的知識及び法的素養を持った法曹有資格者が、例規の整備について実際に事務を担当する又は助言を行うことにより、町村職員の負担を軽減することが可能である。
- ・費用をかけて外部の講師に依頼しなくとも、法制執務研修等の講師を内部で調達することが可能である。

## (2) デメリット

- ・法曹有資格者の待遇は世間一般的には高い水準といえる。そのため、町村などの小規模自治体は、財政的ひっ迫により、法曹有資格者を採用する経済的余裕がない例も散見される。

もっとも、上記デメリットについては、常勤ではなく、必要性の程度に応じて、例えば勤務日数を週 2 日から 3 日とする非常勤職員として採用する方法や複数の町村により広域的な採用を行うことにより、解決できる可能性もある。

2016年3月18日

町田市総務部法制課長

浦田博之

## 町田市における法曹有資格者の活動状況について

### 1. 弁護士を職員として採用した時期と採用することとした理由

2009年に、当時の総務部法務課（現在の総務部法制課）の課長が、「法務部門に配置する弁護士を職員として採用したい。」と市長に相談したことがきっかけだったと聞いています。当時、法務課長は、日々の業務の中で、市の職員はよく仕事はするが、今ひとつ法務に関する知識と理解が足りないと感じていたようです。そして、市長も、日頃、職員からの決裁文書の説明や、会議でのやり取りの中で、法務課長と同様の感想を持っていたようで、すぐに法務課長の意図を理解して弁護士の採用を了承したと聞いています。

それから、市長が当時、弁護士の採用に踏み切った具体的な理由を補足すると、二つあったそうです。

一つは、行政経営上のリスク管理を継続的にしっかりと行う体制を整備することを意図したということ。

もう一つは、法律の専門家である弁護士の指導、助言の下で、市職員の法務能力を向上させるということです。

こうして、2010年度から弁護士を採用することになりました。

### 2. 採用した弁護士の配属部門、担当業務。当該弁護士が他の部門からの相談を受けている場合などは、その件数や実績等

総務部法制課に担当課長として勤務していただいております。

採用後の主な仕事は、行政法律相談、争訟法務、職員研修等です。

行政法律相談は、行政処分に関する住民とのトラブルや、学校での生徒間トラブルなど、市役所内の様々な部署からありとあらゆる相談が寄せられています。市役所は、市民との関係がかなり近いところで仕事をしていることもあって、相談内容も市民生活全般に係わるものになっています。相談件数は、記録を付けているものだけでも年間400から500件に上りますが、電話等で寄せられたちょっとした相談など、記録を付けていないものもありますので、実際のところは、もっと多くの相談が寄せられています。

### 3. 任期付職員として弁護士を採用したことによる、市の行政運営に当たっての利点

採用後の効果として、訴訟リスクに気づく感覚が職員に育ってきていると実感しています。

例えば、これまでは、行政法律相談などでも、紛争が起こってから相談に来るということが多かったのですが、最近では、契約を締結する前に、後の紛争を回避するために事前に相談しに来るということが増えてきました。事前に紛争の芽を摘み取るという感覚が職員の間にも芽生えてきた証拠ではないでしょうか。

### 4. 顧問弁護士を契約すれば職員としての弁護士を採用する必要はないのでは、という指摘について

顧問弁護士との契約だけでは、相談できる時間も限られており、日々の業務で突発的に起きる事案に即応できない場合があります。その点、役所内に弁護士がいることで、突発的に起きる事案に即応できるようになりました。

また、訴訟になった場合、外部の弁護士に訴訟代理人を委託する際に、役所の仕事内容の翻訳者として威力を発揮していただき、訴訟の際に、円滑に手続きが進められるようになったという効果があります。

さらに、最近では、簡単な事案であれば、職員として勤務する弁護士が中心となって、庁内の職員だけで裁判を進められるようになるなどの効果があります。

### 5. 弁護士を職員として採用すると人件費が高つくのでは、という指摘について

年収については、1000万円弱というところですが、責任や仕事の内容からすれば、けっして高いとはいえないと考えています。